

秋の叙勲

瑞宝中綬章を受章



都筑 信氏
(羽貫)

都筑氏は、埼玉県職員として長年にわたり地方自治の進展に尽力されました。また、平成15年から平成19年までは副知事を務められました。このたびの受章は、その功績が認められたものです。

瑞宝単光章を受章



牛山 秀一氏
(栄北)

牛山氏は、郵政省職員として長年にわたり郵政事業の発展に尽力されました。このたびの受章は、その功績が認められたものです。

危険業務従事者叙勲

瑞宝単光章を受章

警察功勞



桑原 正昭氏
(柴中荻)

桑原氏は、長年にわたり埼玉県警察職員として治安維持に尽力されました。このたびの受章は、その功績が認められたものです。

瑞宝双光章を受章

消防功勞



戸井田 行雄氏
(大針)

戸井田氏は、長年にわたり上尾市消防本部職員として消防活動に尽力されました。このたびの受章は、その功績が認められたものです。

厚生労働大臣表彰を受賞

松本 由美子氏 (若榎)

松本氏は、長年にわたり隣保館長および指導職員として伊奈中央会館の運営に携わり、人権・同和問題の解決に尽力されています。このたびの受賞は、その功績が認められたものです。

上尾・伊奈合同消防 特別点検を実施しました



(団員)
機関技能章
釋迦堂司(班長)・戸井田隆司
(班長)・戸井田直之(団員)

上尾支部表彰

特別功勞章
東健太(班長)
一等功勞章
戸井田和美(団員)・樋口智三
(団員)

二等功勞章

大庭剛(団員)・戸井田隆(団員)・大澤洋介(団員)・関根広樹(団員)
三等功勞章
梅原正幹(団員)・東友洋(団員)・吉岡秀雄(団員)・池田朋広(団員)・山本幹徳(団員)

精勤章

釋迦堂司(班長)・大澤洋介(団員)・樋口智三(団員)

勳統章

細田浩二(班長)・出野貴啓(団員)

優良消防団員

清野茂勝(分団長)・山口敏彦(副分団長)

埼玉消防協会表彰

三等功勞章

細田浩二(班長)・出野貴啓

1人に1つ。マイナンバー マイナンバー制度 (社会保障・税番号制度)が始まります



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

☎ マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178
または企画課政策企画担当 ☎ 2215・2216

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

マイナンバーは次のような場面で必要になります

平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。

住民異動手続

転入・転居等の住民異動の届出の際

労働分野

雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際

税分野

税務署等に提出する確定申告書、届出書、調書等

※勤務先にマイナンバーの提示が必要となり、勤務先が源泉徴収票等に記載します。

年金分野

年金の資格取得・確認、給付を受ける際

※国民年金については、平成29年5月31日までの間において政令で定める日からとなります。

福祉・医療・その他分野

医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続きの際

※介護保険、障害福祉、子育て支援などの福祉分野や、国民健康保険の各種手続きの際に提示が必要となる場合があります。

また、役場窓口でも、提出・申請書類の一部にマイナンバーの記載が必要になります。

なお、行政機関等がどのような場面でマイナンバーを利用するかについては、法律や条例で定められており、それ以外に利用することは禁止されています。

通知カードについて

11月中旬以降、個人に付番された12桁の番号（マイナンバー）を通知する「通知カード」が住民票の住所に郵送されています。

この通知カードはマイナンバーを確認するためのもので、身分証明書として利用することはできません。

役場の窓口等で、マイナンバーを使う手続きを、この通知カードで行う場合には、別途、運転免許証やパスポートなどの身分を確認するものが必要となりますのでご注意ください。

個人番号（マイナンバー）カードについて

平成28年1月以降、個人番号カードの交付を希望される方は、通知カードに同封されている申請書で申請すると、後日、通知カードと引き替えに「個人番号カード」が交付されます。

個人番号カードは顔写真付きのICカードで、本人確認のための身分証明書として利用できます。

住民基本台帳カード（住基カード）の交付を終了します

現在の「住民基本台帳カード」は平成27年12月28日で交付を終了します。お持ちの「住基カード」は有効期限まで利用できますが、個人番号カードを交付する際に回収します。

マイナンバーの取扱い

伊奈町が社会保障、税、災害対策の行政手続きで収集したマイナンバーは、マイナンバーを取り扱うことができる行政機関以外に提供することはありません。